

農林水産業・地域の活力創造プラン

平成25年12月10日決定

平成26年6月24日改訂

農林水産業・地域の活力創造本部

目 次

I	はじめに	2
II	基本的考え方	4
III	政策の展開方向	6
	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	6
	2. 6次産業化等の推進	7
	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	8
	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	10
	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進	10
	6. 人口減少社会における農山漁村の活性化	13
	7. 林業の成長産業化	14
	8. 水産日本の復活	15
	9. 東日本大震災からの復旧・復興	15
IV	政策の実行とフォローアップ	17
V	具体的施策	18

I はじめに

我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増している。農業生産額が大きく減少する中で、基幹的農業従事者の平均年齢は、現在、66歳となっている。耕作放棄地は、この20年間で2倍に増え、今や滋賀県全体と同じ規模になっている。

これを克服し、本来の活力を取り戻すことは待ったなしの課題である。

こうした課題の解決に向けては、政府一体となった包括的な検討が必要であることから、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、関係府省が連携し、内閣をあげて取り組むとの方針の下、幅広い政策分野にわたって必要となる施策を検討することを目的として、農林水産業・地域の活力創造本部を設置した。

当本部では、若者たちが希望の持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、その成果を国民全体で実感できるものとするため、以下の3点を基本として検討することとした。

- 1 農山漁村の有するポテンシャル（潜在力）を十分に引き出すことにより、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、我が国全体の成長に結びつけるとともに美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していくこと。
- 2 消費者の視点を大切にし、農林水産業者が経営マインド（経営感覚）を持って生産コストを削減し収益の向上に取り組む環境を創り上げること。
- 3 チャレンジする人を後押しするよう、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、農業の自立を促進するものへと政策を抜本的に再構築すること。

上記を踏まえ、平成25年5月から12月までの間において、当本部では、生産者等の関係者ヒアリングを行うとともに、6次産業化、輸出促進をはじめとする国内外の需要拡大等、農地中間管理機構の整備、林業・水産業の成長産業化、農山漁村の活性化、経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設等について具体的な検討課題として掲げ、議論を行ってきた。

また、その後、①規制改革会議においては、同会議がとりまとめた「今後の農業改革の方向について」に基づき議論を深化させるとともに、②産業競争力会議においては、企業ノウハウの活用や、6次産業化の推進、輸出促進といった付加価値・生産額の増加に向けた検討等を行ってきた。

本プランは、これらの課題について、検討の成果として平成25年12月にとりまとめられたプランに、その後の規制改革及び産業競争力強化に係る検討の結果を追加して、我が国の農林水産業・地域の活力創造に向けた政策改革のグランドデザインとしてとりまとめたものである。

Ⅱ 基本的考え方

我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに地域の経済を支えており、持続性に優れた生産装置である水田、世界に評価される和食、美しい農山漁村風景、世界有数の森林・海洋資源などすばらしい潜在力を有している。また、我が国の農林水産業の生産額は、世界で10指に入っており、まさに世界的レベルの産業と言っても過言ではない。

世界の食市場の拡大、高齢化等に伴う新たな国内ニーズ、平成の農地改革による多様な主体の農業への参入など、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会をとらまえ、その潜在力を活かし、次のような施策を大胆に展開していく。

経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める。併せて、農地の集約化等による生産コスト・流通コストの低減等を通じた所得の増加を進め、農林水産業の自立を図る観点から現行施策を見直す。これらを一体として進めることにより、農林水産業の産業としての競争力を強化する。

また、「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を実現するため、農林水産業と地域の活性化を表裏一体で進めていくことは重要であり、美しい棚田などの良好な景観を形成している農村が、構造改革が進む中でも多面的機能を維持・発揮できるようにする取組を進めるとともに、森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

これらの産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。この4つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。これが第2次安倍内閣の農林水産行政の方針である。

その成果を国民全体で実感できるものとすべく、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、食料自給率・自給力の維持向上を図ることにより国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来にわたって継承していく。

Ⅲ 政策の展開方向

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれる。「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結びつけるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造する。

このため、オールジャパンでの輸出体制の整備、国際規格認証の取得支援や策定の推進、産学官連携によるフードバリューチェーンの構築等を通じ、輸出環境整備等に取り組みつつ、世界の料理界での日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made BY Japan）、及び「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年8月29日公表。以下「国別・品目別輸出戦略」という。）に基づく日本の農林水産物・食品の輸出拡大（Made IN Japan）を一体的に推進する（FBI戦略）。

また、国内需要についても、少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化していることから、消費者の視点を重視し、介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜等の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行う。

これらの取組の前提として、食品の安全性向上と食料の安定供給からなる「食の安全」と、正確な情報伝達による「食品に対する消費者の信頼」を確保するための取組を推進する。特に、外食のメニュー表示を含む表示適正化に向け、政府一丸となって適切な対策を講じる。

<目標>

- 2020年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に倍増させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
- 学校給食での国産農林水産物の使用割合を2015年度までに80%に向上
- 今後10年間で加工・業務用野菜の出荷量を5割増加

＜展開する施策＞

- ① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開
- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
- ③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

2. 6次産業化等の推進

農林漁業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するとの発想（マーケットインの発想）による、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。

このため、農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）の積極的な活用等により、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイディア・ノウハウも活用した多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進するとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農商工連携や医福食農連携等の6次産業化や地理的表示保護制度の導入等による農林水産物・食品のブランド化を進めることにより、農林水産物の付加価値向上を図る。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する。

さらに、異業種連携による他業種に蓄積された技術・知見の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、新たな品種や技術の開発・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等により、農業にイノベーションを起こす。

このほか、市場ニーズに的確に対応したマーケットインの発想等により、構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化する。

これにより、農山漁村の有する潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す。

＜目標＞

- 2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
- 次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
- 今後3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
- 地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現
- 2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
- 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増

＜展開する施策＞

- ① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
- ② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
- ③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
- ④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- ⑥ 食品ロス削減の推進
- ⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

<目標>

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数を5万法人に増加

<展開する施策>

- ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
- ② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
- ③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
- ④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
- ⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の各改革を着実に進める。これにより、構造改革に逆行する施策を一掃しつつ、政策を総動員することで経営感覚あふれる農業経営体の育成と、これらの農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備を図り、農業の構造改革を進め成長産業とするとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上と食料安全保障の確立を図る。

また、毎年の施策の推進に当たっては、今回の改革の成果が着実に上がるよう、不断の見直しを行う。

<展開する施策>

「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙1）参照

5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）も踏まえて、以下の措置を講じる。

（1）農協改革

単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

このため、単位農協が、

- ・ 「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。
- ・ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。
- ・ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

- ・ 単位農協の理事については、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要があり、連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

加えて、単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

連合会・中央会は、単位農協を適切にサポートする観点で、その在り方を見直す。

全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。

なお、農林中金・信連・全共連についても、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

また、農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。

5年間を農協改革集中推進期間とし、自己改革を実行するよう、強く要請する。

（２）農業委員会の改革

市町村の独立行政委員会である農業委員会について、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにするため、制度を見直す。

具体的には、農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。

農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。女性・青年の登用を積極的に進める。

また、農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置くこととし、事前に地域からの推薦・公募等を行った上で、農業委員会が選任する。

都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートする組織に見直す。

農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、植物工場、販売加工施設等の農業の6次産業化・成長産業化に資するものについて、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

（３）農業生産法人要件の見直し

農業生産法人要件を満たしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除くなどの観点から、見直しを行うこととする。

具体的には、

- ・ 役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
- ・ 構成員要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。

更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

<展開する施策>

農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）参照

6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。

このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、基幹集落への機能集約と集落間のネットワーク化の推進等により生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。

特に、教育や観光・福祉等の分野における様々な局面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出するとともに、女性・高齢者の活躍の場を増やす。とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

併せて、地域活性化等に取り組んでいる優良事例を選定し全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図る。

このほか、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、関係府省が連携して対策を推進する。

これらにより、我が国固有の歴史・文化・伝統・自然を育んできた美しい農山漁村を次世代に継承する。

<目標>

関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加

<展開する施策>

- ① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
- ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
- ③ 優良事例の横展開・ネットワーク化

- ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
- ⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
- ⑥ 鳥獣被害対策の推進

7. 林業の成長産業化

人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要である。

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進展する山村地域に産業と雇用を生み出す。

また、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承する。

<目標>

- 2020年までに国産材の供給量を3,900万 m^3 に増加（2009年：1,800万 m^3 ）
- 2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施

<展開する施策>

- ① CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備、公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- ② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築
- ③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

8. 水産日本の復活

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るために、浜ごとの特性・資源状況を踏まえつつ、浜の活性化や資源管理に取り組む。

また、生産から加工・流通、販売・輸出の各段階における取組の強化により水産業の出口戦略（マーケットイン）を展開し、世界人口の増加等による水産物需要の増大を背景に、消費・輸出の拡大を図るとともに、収益性の高い持続可能な漁業・養殖業を展開し、活力ある水産業・漁村を実現する。

これによって、かつては世界一を誇った日本の水産業を復活させる。

<目標>

- 2022年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
- 2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増（2012年：1,700億円）
- 2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年（2010年度水準）に向上（2012年：28.4kg/人年）

<展開する施策>

- ① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
- ② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
- ③ 浜と食卓の結びつきの強化

9. 東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災による被害を受けた東北を新たな食料供給基地として再生するとともに、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる。

需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等を実現するため、本プランや成長戦略等に記載された各種施策についても、東北地方において積極的に取り組んでいく。

被災地以外においても、各地域が置かれた現状と課題を認識しながら、東北地方における取組で得られた知識・知見を積極的に共有していく。

<目標>

- 津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進
- 漁港施設、海岸保全施設については、2015年度末までに復旧を概ね完了
- 海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す
- 創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる

<展開する施策>

- ① 復興交付金等を活用した施策の推進
- ② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
- ③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る

Ⅳ 政策の実行とフォローアップ

1. 政策の実行とフォローアップ

今後、政府は一体となって本プランに基づき農林水産政策の改革を着実に実行するものとする。

本プランで示した農林水産政策については、当本部において農地中間管理機構の運用状況を評価するなど、政府としてその進捗状況を的確にフォローアップしつつ、現場で実効あるものとなるよう地域の視点に立って、中長期的に計画的な農業経営の展開が可能となるよう制度の安定性に配慮しながら、必要な見直しを進めていくこととする。

なお、『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について』（別紙3）に掲げる所管省庁は、それぞれに記載する措置を着実に実施する。

2. 食料・農業・農村基本計画の見直し

今後、本プランにおいて示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本法に基づき、10年程度先を見通して策定されている食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）の見直しを行う。見直しに当たっては、将来のビジョンとして、担い手となる効率的かつ安定的な農業経営の姿を具体的に示すとともに、望ましい農業構造の姿を明らかにする。また、食料・農業・農村基本計画の見直しの検討状況については、当本部においてフォローアップを行うこととする。

V 具体的施策

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進

① F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開

「国別・品目別輸出戦略」に沿って、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを徹底しながら、F B I 戦略による食文化・食産業のグローバル展開を推進

(Made FROM Japan)

- ・ 世界の料理界とのコラボレーションにより、日本食材の活用を推進
- ・ 和食に関するシンポジウムの開催や、海外の料理学校や流通関係者等を活用した日本食材や日本食文化の普及

(Made BY Japan)

- ・ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムを創設
- ・ グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、日本の食産業の海外展開と経済協力の連携等によるフードバリューチェーン構築を推進
- ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）と株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の連携を推進
- ・ ジャパンブランド防衛のための共同監視体制を創設
- ・ グローバル人材を育成・確保、外国人が働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件を緩和、日本食の普及を行う人材を育成
- ・ 日本型食ビジネスのグローバル・スタンダードを形成
- ・ メディアや様々な外交機会の効果的活用やJETROとの連携等による日本の「食文化・食産業」の海外展開、経済協力（インフラ整備、人材育成等）と民間投資の連携によるバリューチェーン構築を支援
- ・ クールジャパン戦略の一環として、在外公館や日本食レストランも活用し、地域食材や日本産酒類を含む日本食文化の魅力を発信

(Made IN Japan)

- 「国別・品目別輸出戦略」に沿いながら、以下の施策を推進
- ・ 海外における見本市や国際博覧会への出展、商談会の開催など、農林水産省とJETROや経済産業省をはじめとした関係府省が連携して輸出を推進
 - ・ 品目別輸出団体の育成・支援を行うとともに、産地間連携を推進
 - ・ 「輸出戦略実行委員会」を司令塔としたオールジャパンの輸出促進体制を整備
 - ・ 輸出サポート機能をJETROに集約し、輸出に係る情報のワンストップサービス化を推進
 - ・ 我が国で広く使用されている食品添加物（クチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素）や日本産畜肉エキ스가含まれる食品を欧米へ輸出可能となるよう、関係府省が連携して取組を推進
 - ・ 輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出対応型施設の整備、卸売市場を活用した輸出の取組の促進により日本の農林水産物・食品の輸出を促進
 - ・ 原発事故に伴う諸外国・地域の輸入規制措置について、科学的根拠に基づき、緩和及び撤廃を行うよう粘り強く働きかけを行うなど、日本産品に対する輸入規制撤廃に向けた取組を実施
 - ・ 農産物・食品の輸出促進に向け、商工業の技術ノウハウ等を活用する農商工連携（ITを活用した農業経営システムの高度化を含む）を通じ、農業生産・加工・流通・販売システムの構築と海外市場におけるブランド構築を支援
 - ・ アジアへの農林水産物の輸出の促進に資する沖縄における国際物流拠点産業集積地域の活用を推進
 - ・ グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、コールドチェーン、流通販売網等の輸出環境を整備
 - ・ HACCP認証やハラール認証、GLOBAL G. A. P. の取得等の輸出環境整備等に取り組む地域を輸出モデル地区として支援

- ② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及

- ・ 和食のユネスコ無形文化遺産登録を受け、子供たちへの和食継承の取組の拡大や郷土食の普及等により、日本人の伝統的な食文化の次世代に向けた保護・継承活動を推進
- ・ 2015年ミラノ博覧会や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も活用し、和食・和の文化の魅力を国内外へ発信
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、国内レストラン等において訪日外国人の受入体制の整備を推進
- ・ 学校給食等における国産食材の安定的な生産・供給体制の構築を推進
- ・ 栄養教諭を中心に地域と連携した食育推進体制の充実など、学校給食等における地産地消や食育を推進
- ・ 地域で生産・製造される国産農林水産物の消費拡大を図る商品開発、販路開拓、人材育成等を支援
- ・ 食育推進リーダーの育成等による地域における日本型食生活等の普及を促進、各年代の国民に対する教育ファームの活用を推進
- ・ 介護食品に対する理解の醸成のための取組を行いつつ、適切な提供システムの構築等の議論を進めるとともに、日本食と健康に関する学術的・科学的知見の蓄積・普及を通じた医福食農連携を推進
- ・ 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のため、健康寿命の延伸に資する新たな機能性に関する科学的知見の収集・利用を推進するとともに、科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策を検討
- ・ 漢方薬の原料である薬用作物について、栽培技術の確立、農業機械の改良等の産地化に必要な取組を支援
- ・ 需要が拡大しているカット野菜等の加工・業務用野菜について、低コスト・省力化栽培の実現や物流の合理化により生産流通体制を強化
- ・ 果実について、食べやすい、機能性成分高含有等の特長を持つ優良品目・品種への転換を推進するとともに、消費者ニーズの高い果実加工品について、国産果実の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給を推進
- ・ 消費者ニーズの高い有機農産物について、関係者の連携により国内生産の拡大を推進
- ・ 優れた国産花きの生産・供給体制の強化、輸出の拡大を支援するとともに、花育活動の推進、花き文化の振興等により国内需要を拡大

③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保

- ・ 生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保
- ・ 家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止
- ・ 食品表示等のルールの特明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導体制の強化
- ・ 食品表示法の施行に向けた「食品表示基準」の策定、適切な執行
- ・ 輸出促進に向けた輸出検疫の情報提供・利便性向上、検疫協議の戦略的な実施、輸出に取り組む事業者等に対するEU向けHACCP、GLOBALG. A. P.、ハラル等の認証の取得を支援するとともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進（輸出用GAPの共通化に向けた国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討）
- ・ 冷凍食品への農薬混入事件を受け、食品への意図的な異物混入等を未然に防ぐため、食品事業者等による「食品防御」の取組を推進

2. 6次産業化等の推進

① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進

- ・ 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合についても、A-FIVEより出資
- ・ 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進
- ・ サブファンドの出資割合の引き上げ、資本金性劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資など多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進
- ・ 法施行後3年（2015年12月）を目途とした見直し・検討の中で、農林漁業者の出資割合の取扱いについても法改正を含め総合的に検討

② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進

- ・ マーケットインの発想の下、農商工連携、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流等に取り組む多様な6次産業化事業体を育成することとし、農林漁業者主導の取組に加え、企業のアイデア・ノウハウも活用した2次・3次事業者をはじめとする多様な事業者による取組や、地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化の取組を支援
- ・ 農林水産物等の地域の資源と地域金融機関の資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」を全国に展開し、雇用の創出や地域の活性化につながる1万程度のプロジェクトを立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」、うち100程度の事業を世界市場に後押しする「グローバル100プロジェクト」を推進
- ・ 農山漁村等の地域資源を活用した地域の関係者が連携して行う新たなビジネス戦略の構築や中小企業者が行う新商品・新サービスの開発を支援
- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するとともに、地域への定着を図り、地域におけるブランド化を推進
- ・ 医薬や理工等の異分野との連携・融合が有効な研究を実施し、事業化が有望な研究成果を創出

③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進

- ・ ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業（スマート農業）について、2014年3月に取りまとめたロードマップ等に基づき研究開発等を推進するほか、ロボット技術の安全性確保策等の残された課題を検討
- ・ 高度な栽培技術を形式知化し、生産管理や営農指導等ができるシステム開発や、スマート農業による効率的な農業経営の実証等を推進
- ・ 産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進
- ・ クラウドを活用して食品や購買行動にかかる有益な情報を伝達する汎用性の高いシステムを構築することにより、これらの情報を利活用した生産者・食品事業者の新たな事業機会を創出
- ・ 大規模に集約された施設園芸クラスターの形成を目指し、エネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を整備

- ・ 燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備等の省エネ設備の導入を支援
- ・ 多収への挑戦、温暖化対応等の所得倍増や自給力向上に向けた重点課題の技術戦略の策定及びその実行
- ・ 農業者の研究への参画等の研究システム改革やオランダのフードバレーを参考とした産学官の「知の集積」の場の構築など、技術革新を加速化する仕組みの検討

④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用

- ・ 品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を実需者等と連携して生み出せるよう、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組を推進
- ・ アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるネットワークを構築することにより、新品種の開発を加速

⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化

- ・ 平成26年5月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進
- ・ バイオマス産業都市の構築を推進
- ・ 食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進
- ・ 発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進
- ・ 農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援
- ・ 農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築

⑥ 食品ロス削減の推進

- ・ 食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、関係省庁が連携し、官民をあげた食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

- ・ 地域の各関係者が有機的に連携・結集した畜産クラスターを核として、コストの削減や付加価値の向上・需要の創出等を図り、競争力の強化を加速
- ・ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、飼料の生産拡大・生産流通コストの低減、エコフィードの有効活用、新技術の開発・普及・定着など、生産性の向上を加速
- ・ 牛乳・乳製品について、今後の需要の伸びが期待できるチーズ、発酵乳、牛乳・乳製品を用いた和食等に係る新商品開発や新規需要開拓等の取組を支援
- ・ 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能に留意しつつ、指定団体を通さず、自ら生乳を加工したり直接販売する道を広げるなど、一層の多様化
- ・ 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制（都道府県知事の承認）を緩和
- ・ 性判別精液の利用や和牛等の受精卵移植の推進により、計画的な乳用種雌子牛と雄子牛の生産を確保し、畜産・酪農の収益性の向上を推進

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等

- ・ 農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構を整備し、適切に制度を運用

- ・ 耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図るため、農地法に基づく遊休農地解消のための措置の大幅な改善・簡素化や農地として再利用する場合の支援等を実施
- ・ 国家戦略特区において農業委員会と市町村の事務分担に関する特例措置を創設

② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）

- ・ 法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援を実施
- ・ 経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援を実施
- ・ 経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援を実施
- ・ 日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援を実施
- ・ 担い手の農業経営全体に着目した収入保険制度の導入に向けた調査・検討を実施
- ・ 国家戦略特区において農業生産法人の6次産業化推進のための要件（役員の農作業従事要件）の緩和及び商工業とともに行う農業への信用保証制度の適用を実施

③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）

- ・ 農業女子プロジェクト（女性農業経営者と企業のコラボレーションによる新商品の開発等）を推進
- ・ 女性農業経営者の発展支援、女性農業者による事業活用の促進、地域の計画づくりへの女性参画の要件化等を推進

④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等

- ・ 農業の生産性向上、担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進
- ・ 農村地域の防災・減災の観点に立って、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害防止対策、ため池のハザードマップの作成、管理体制の強化等のハード・ソフト対策を組み合わせつつ、施策を推進

⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等

- ・ 担い手ニーズや地域の条件に応じた省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入を推進
- ・ 農業機械や肥料・農薬・飼料等の生産資材コスト低減に向けた取組等を推進
- ・ 低コスト・効率的な生産技術体系を確立するなど、先進農業者と民間企業等の経済界の連携による新たな先端モデル農業の確立に向けた取組等を支援

6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進

- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、高齢化、人口減少により低迷しつつある地域の共同活動を支援するとともに、女性・高齢者を含め、地域全体で担い手を支える体制を拡充・強化することで、地域コミュニティの活性化を支援
- ・ 集落機能が低下している農山漁村地域において、総合的な土地利用計画の仕組みや地域コミュニティの再生について検討を進めるとともに、生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化を支援。併せて、これら

の取組等を進めるため、地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用を促進

- ・ 高齢化や人口減少が著しい中山間地域をはじめとする条件不利地域等において、農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げることにより、地域の就業促進・雇用創出と集落機能の維持活性化を総合的に支援
- ・ 集落機能が低下している過疎地域や農山漁村地域等の集落において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援することにより集落の再生、地域活性化を推進
- ・ 地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進
- ・ 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」を関係府省が連携して取組を推進
- ・ 商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩ける範囲に集めた「小さな拠点」づくりと、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進。さらに、過疎地域等において廃校舎等の既存公共施設を再編改修し、「小さな拠点」関連施設として活用することを支援
- ・ 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、民間とも協働して家事援助、配食、食料配達など多様な主体による生活支援サービスの充実を推進

② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり

- ・ 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を、制度化も視野に推進（子ども農山漁村交流プロジェクト）
- ・ 障害者や高齢者、生活困窮者等のための福祉農園の整備を推進（「農」と福祉の連携プロジェクト）

- ・ 農山漁村の古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進（空き家・廃校活用交流プロジェクト）
- ・ 住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進
- ・ 農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進
- ・ 地域の資源を活用した「売れる」旅行商品を開発するとともに、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営へ誘導することにより、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援
- ・ 観光圏の整備等を通じ、観光客が従来の名所旧跡に加え、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現
- ・ 今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進
- ・ 地域の自然観光資源を解説するガイド等の人材の育成やプログラムづくり等を通して地域のエコツーリズムの取組を支援するとともに、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を推進
- ・ 国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地区域内に設置

③ 優良事例の横展開・ネットワーク化

- ・ 自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて他地域への横展開を図るとともに、地域リーダーのネットワークの強化を推進

④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興

- ・ 消費地に近いという立地を活かして多彩で新鮮な農産物を供給する都市農業を振興
- ・ 緑や農業体験の場の提供、都市における防災空間の確保等のニーズを踏まえ、関係府省が連携して都市農業・都市農地の多様な機能の維持・増進の取組を実施

⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化

- ・ 歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承
- ・ 美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討
- ・ 農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討

⑥ 鳥獣被害対策の推進

- ・ 野生鳥獣の有害捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進するなど鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの取組を推進
- ・ 農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣の捕獲目標を設定し、銃猟免許所持者をはじめとする捕獲従事者の確保等、捕獲の強化を図るなど、農林水産業における鳥獣被害防止及び鳥獣保護管理に係る府省の連携により一層効果的な対策を推進

7. 林業の成長産業化

① C L T（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップに向けた環境整備や公共建築物の木造化、木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出

- ・ C L Tや中高層建築・防火地域等でも使用可能な耐火部材の開発・普及、公共建築物の木造化の支援等による木材利用、地域材等を活用した木造住宅の整備を推進
- ・ C L Tを用いた建築物の建設が円滑に進むよう、実証や研究開発を進め、平成28年度早期を目途にC L Tを用いた建築物の一般的な設計法を確立するとともに、国産材C L Tの生産体制構築の取組を総合的に推進
- ・ 木造3階建ての学校等に関する建築基準について、平成23～25年度に実大火災実験等による木造建築物の耐火性能等の研究を実施。研究の成

果を踏まえた改正建築基準法の施行に向けて、必要な政令等の整備を実施

- ・ 木造住宅の主な担い手である大工技能者の減少及び高齢化に対応する人材育成や技術力向上、中高層木造建築物の担い手の育成に資する取組への支援
- ・ 林地残材等の資源を活用した木質バイオマスの効率的な供給体制の構築、地域密着型小規模発電や熱利用など木質バイオマス関連施設の整備等により、地域材の利用を促進
- ・ セルロースナノファイバーの研究開発等によるマテリアル利用の促進に向けた取組を推進
- ・ 木材製品等の輸出を促進

② 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築

- ・ 森林所有者等の原木供給サイドが連携して製材業者等との協定を締結することにより、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築
- ・ 森林施業の効率的な実施のため、森林所有者情報の共有・活用、森林境界の測量への支援、地籍整備の積極的な推進等により、森林所有者・境界の明確化を推進
- ・ 施業集約化の加速化、地域の実情に応じた路網整備、高性能林業機械の導入やストックヤード等の整備、新たな架線系機械の開発を推進
- ・ 林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成等を推進

③ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

- ・ 適切な森林の整備・保全等を通じて森林吸収源対策を推進、成長に優れた苗木等を開発
- ・ 鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じて「緑の国土強化」を推進
- ・ 地域住民等による日常的な森林管理活動を推進

8. 水産日本の復活

① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進

- ・ 各浜ごとに水産業を核とした総合的かつ具体的な取組を定めた計画である「浜の活力再生プラン」の作成・実現を推進
- ・ 水産業の持続的発展のため、資源管理措置を強化するとともに、収益性の高い新しい操業・生産体制への転換を通じた漁業構造改革を推進
- ・ 計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象にした収入安定対策と燃油等の価格高騰対策を組み合わせた「資源管理・漁業経営安定対策」を着実に実施

② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大

- ・ 販売ニーズや産地情報の共有化、学校、病院、介護施設など個別のニーズを的確に捉えた付加価値の高い商品開発、水産加工業の体質強化等を通じて産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消を促進
- ・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿った輸出促進に向けた取組、輸出先国のHACCP基準等を満たすための水産加工施設等改修、高度衛生管理型漁港整備を推進
- ・ 水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化を図るため、水産庁も認定主体となるよう所要の体制を整備
- ・ 産地市場のEU向けHACCP登録基準、生産海域のモニタリングの拡充、養殖場等の登録における標準処理期間の設定、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインの策定等の検討

③ 浜と食卓の結びつきの強化

- ・ 「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトや民間の取組を通じた「プライドフィッシュ」を展開
- ・ 「浜の応援団」と漁業者との連携・協力の推進

9. 東日本大震災からの復旧・復興

① 復興交付金等を活用した施策の推進

- ・ 復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と合わせた農地の大区画化や宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進
- ・ 被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進
- ・ 住宅と工場が混在していた地域における水産加工団地の集約を推進
- ・ 水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援
- ・ 大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施

② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進

- ・ 地域の先駆的な取組を加速化するモデル事業を実施
- ・ 東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進
- ・ 人材派遣や民間投資を促進するためのプラットフォームを構築
- ・ 復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立

③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図るための取組を実施

- ・ 以下の取組により、風評被害対策を推進
- ・ 福島県をはじめとした被災地産農林水産物・食品について、正確でわかりやすい情報発信や丁寧な説明を行うことにより消費者の信頼を確保

- ・ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の働きかけ、福島県産の農産物等をPRする「福島産業復興フェア」の随時開催や国際会議・展示会でのブース設置等により経済界や消費者に対して積極的な消費拡大を促進
- ・ 被災地の水産加工業の販路回復を図るため、付加価値の高い新規商品開発や新規販路開拓に向けた取組や、市町村によるイベント開催
- ・ 共同事業にとどまらない個社の先進的取組を推進するほか、中小企業施策との更なる連携を促進

（別紙１）制度設計の全体像（H25.11.26 本部決定）

（別紙２）農協・農業委員会等に関する改革の推進について

（別紙３）「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について（H25.11.27 規制改革会議決定。H26.6.13 規制改革会議改訂）

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払 [※]
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円

※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P. 37）のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。

- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費分相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
（飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。（別図（P. 37）参照））
- 地域の裁量で活用可能な交付金（産地交付金（仮称））により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
（飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約（3年間）の取組に対し、1.2万円/10aを交付。）
 - ※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。
 - ※2 そば・なたねについては、産地交付金（仮称）からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。

(別 表) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付単価

1. 数量払

区 分	見直し後の 平均交付単価	現行の 平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,360円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,330円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,510円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg (▲ 240円)	7,620円/60kg
大豆	11,660円/60kg (+ 350円)	11,310円/60kg
てん菜	7,260円/ t (+ 850円)	6,410円/ t
でん粉原料用 ばれいしょ	12,840円/ t (+ 1,240円)	11,600円/ t
そば	13,030円/45kg (▲ 2,170円)	15,200円/45kg
なたね	9,640円/60kg (+ 1,170円)	8,470円/60kg

注1:()内は、現行単価との差

注2:てん菜の基準糖度は、16.3度とする。(現行は、17.1度)

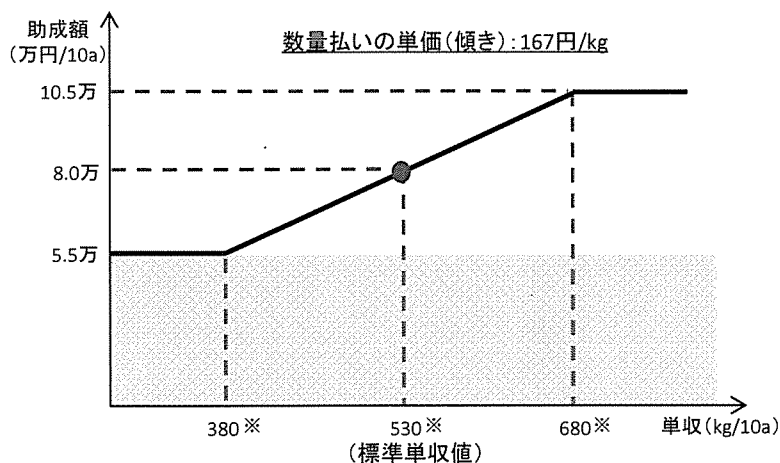
注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%とする。(現行は、18.0%)

注4:見直し後の品質区分別単価は、現行の品質区分別単価に上記の現行単価との差額を加えた額。

2. 営農継続支払

2万円/10a (そばについては、1.3万円/10aとする。)

(別 図)



・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とする。

・※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用するものとする。

農協・農業委員会等に関する 改革の推進について

平成 2 6 年 6 月

自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会
農業委員会・農業生産法人に関する検討 P T
新農政における農協の役割に関する検討 P T
公明党農林水産部会

農協改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須
- ・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要
- ・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要
- ・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

1 単位農協のあり方

(1) 単位農協は、農産物の有利販売（それと結びついた営農指導）と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。

○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。

○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して（価格及び品質）、最も有利なところから調達する。

○ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。

- ・ このため、既にＪＡバンク法に規定されている方式（単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相応の手数料等を支払う方式）の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。

- ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

- 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。

また、女性・青年役員を積極的に登用する。

- (2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。

- 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。

- 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。

ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、ＪＡバンク法に基づき農林中金が単位農協に対して的確な指導を行う。

- (3) 単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。

その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。

- 必要な場合には、ＪＡの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。

- このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。

(1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

○ 全農・経済連は、

- ・ 単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
- ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。
- ・ その他、農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資する経済活動（投資活動を含む）を、経済界と連携して積極的に実施する。

特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

○ 農林中金・信連・全共連は、

- ・ 単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準（単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること）を早急に示す。
- ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

○ 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。

その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

○ 中央会は、農協経営が危機的状态に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JAも増加していること、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協の意思の集約、

農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。

(2) (1)を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。

- 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に（農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで）行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。
- 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。
- 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。
- 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。
 - ① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
 - ② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

- 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその

団体等と同等に扱う。

- 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス（申請書記載代行等）は、行政代行とは別ものである。

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。

農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展

- ・ 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須
- ・ また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要

1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、

- (1) その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする必要がある。
- (2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、事務局の業務の3つに分けられることを踏まえて、それぞれの的確に機能するようにする必要がある。
- (3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。

2 農業委員会の業務については、

- 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点を置くことを明確にする。
- 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。
- これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。

3 農業委員の選出方法については、

- 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事

前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。

- 人数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業務が公正・的確に行えるようにする。
また、女性・青年農業委員を積極的に登用する。
 - これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。
 - 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討するものとする。その際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを行う。
- 4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置く。
- 農地利用最適化推進委員（仮称）は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。
 - 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。
- 5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体制を強化する。
- 6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、農地中間管理機構等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動するようにする。
- 7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、
- ・ 農業委員会の連絡・調整
 - ・ 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業
 - ・ 農地利用最適化の優良事例の横展開
 - ・ 法人化の推進

- ・ 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援
- ・ 新規参入の支援

等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。

8 農地転用については、優良農地の確保を基本としつつ、農業の6次産業化・成長産業化に資するとともに、農地流動化の阻害要因を取り除く観点から、見直しを検討する。

- 植物工場、販売加工施設などの農業の6次産業化・成長産業化に資する転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。
- 農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性ある方策について、中長期的に検討を進める。

農業生産法人要件

- ・ 平成21年の農地法改正（所有中心から利用中心への転換）及び昨年の農地中間管理機構関連法（リース方式（機構が借受け、転貸する）による担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止・解消）は、戦後の農地解放のマイナス面（約1haの農地所有を生み出すことで、農地の流動化を阻害）を払拭する農地制度の大転換であり、これを軌道にのせ、農地利用の最適化を確実に進めていくことが最優先事項
- ・ 農業生産法人要件については、担い手である農業生産法人の経営の発展に資するという観点から見直し

- 1 農業生産法人要件は、農地を所有できる法人の要件であるので（リース方式で参入する企業はこの要件をみたす必要はない）、この見直しについては、企業の農地所有に係る農業・農村の現場の懸念（農業から撤退したり産廃置場になるのではないか）に十分配慮することが必要である。
- 2 1の懸念がない範囲で、農業生産法人要件をみたしている法人が6次産業化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除く等の観点から、見直しを行う。
 - 6次産業化により法人における販売・加工等のウェイトが高まり、農作業のウェイトが低くなることから、役員の農作業従事要件については、役員等の1人以上が従事すればよいこととする。
 - 6次産業化等経営発展を目指す場合に資本増強の必要性が生ずることから、議決権要件については、農業者以外の者の議決権は2分の1未満までよいこととする。
- 3 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する。

所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
1	中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	現行の国内4検査機関から、行政機関での衛生証明書の発行を可能とする。	中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	措置済み	厚生労働省
2	梅酒の表示の適正化	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること。	業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	業界団体による自主基準の策定まで随時措置	財務省
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS規格及び一般的な設計法に関する基準の策定をすること。 (※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	農林水産省にてCLTのJAS規格を制定する。 国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成27年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。	JAS規格については措置済み 一般的な設計法については、平成27年度までに検討、結論を得次第措置	国土交通省 農林水産省
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認	人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示できる仕組みを早急に構築すること。	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成26年度中に検討の結論を得た上で実施する。	平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
5	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事(就労)することを可能とすること。	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。	措置済み	農林水産省 法務省 厚生労働省
6	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱について明確にしたガイドライン等を作成すること。	農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。	措置済み	厚生労働省
7	食品加工・輸出手続きの円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減が図られるようにすること。	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	実施時期	所管省庁
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続きで新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続について、以下①、②、③は「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を発出し、周知済み。 ①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	措置済み	国土交通省
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和	小水力発電施設の設置のために必要なダム水路主任技術者の選任について、農業水利施設を活用した小水力発電を活用するため選任要件の緩和を行うこと。	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、 ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、 ②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。	措置済み	経済産業省
10	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うこと。	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	平成26年措置	厚生労働省
11	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべき。	航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。	措置済み	経済産業省
12	外国人技能実習制度の見直し	技能実習期間(1号及び2号、合計3年)が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべき。	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。	措置済み	法務省 厚生労働省